

令和8年度部活動指導員（会計年度任用職員）の募集について

江東区教育委員会事務局教育支援課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

※3 ページの選考方法を必ずお読みください。

募集種目	吹奏楽 ※名簿登載制となります。
勤務場所	江東区立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同様。） ※勤務場所の確定後は、勤務職場に変更なし
職務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実技指導に関すること 2 安全・障害予防に関する知識・技能の指導に関すること 3 用具・施設の点検管理に関すること 4 部活動の運営、管理に関すること 5 事故が発生した場合の現場対応に関すること 6 部活動での生徒指導に関すること 7 監督・引率に関すること 8 引率時の大会等の運営・協力に関すること 9 保護者等への連絡に関すること 10 年間・月間指導計画の作成に関すること <p>※災害時における補助業務 ※職務内容に変更なし</p>
応募資格 (求められる能力)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員としての部活動指導等又はそれと同等の経験を有している方 ・担当する部活動に関する専門的知識を有した上で、生徒に実技のみならず、人格形成についても適切な指導及び助言を行うことができる方 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談することができる方 ・上司の命に従うとともに、服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方 ・職務上知り得た個人情報の秘密を守る方（その職を退いた後も同様とする） ・雇用計画書に沿って、任用予定期間中に継続して勤務することができる方

任 期	令和8年4月1日以降の任用開始日から令和9年3月31日まで ※1 原則として、採用後1ヵ月間は、条件付採用期間となります。
勤務日数	週5日以内 ※配置される学校によって勤務日数は異なります。 ※原則として、土曜日または日曜日に勤務日があります。
勤務時間	平日 3時間以内 土曜日、日曜日、休日 4時間以内 週に最大16時間（年間最大740時間） ※夏休み等の長期休業期間中（5週）に限り、最大20時間可能 ※配置される学校や部活動の種目によって勤務時間は異なります。 ※大会時は上記よりも多い時間になる場合があります。 ※部活動の実施を前提とするため、感染症の拡大等により部活動が中止となった場合、勤務時間を保障することはできかねますのでご承知ください。
休 暇	年次有給休暇 夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可） 妊娠出産休暇 産前6週間、産後8週間（有給） その他 慶弔休暇（有給）等
報 酬	・時間給 2,565円（予定） ※ 上記のほか、通勤手当相当（上限55,000円/月）あり ※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。 ・期末勤勉手当 （基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。）
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入対象外

<p>応募方法</p>	<p>次の提出書類を下記申込先まで持参または郵送してください。 ※名簿登載制のため、随時応募可能です。 ※郵送事故の責任は負いかねますのでご注意ください。 ※持参の場合は、平日の9時から17時までにお問い合わせいたします。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1)「江東区会計年度任用職員申込書」(写真を必ず添付) ※志望動機の欄は、指導する部活動種目が分かるようにご記入ください。</p> <p>(2) 作文(600字～800字) テーマ「学校組織の一員として、部活動指導を行う際の自らの課題と改善策について」 ※江東区立学校に係る部活動の方針(部活動ガイドライン)に触れながら、お書きください。</p> <p>(3) 返信用封筒 1通(合否通知等の郵送先住所と氏名を記載し、返信用切手を貼付) ※提出書類については、返却いたしません。</p>
<p>選考方法</p>	<p>第1次選考 書類審査 第2次選考 面接 (第1次選考の合否及び合格者の第2次選考の日時は別途お知らせします。)</p> <p><u>※第2次選考をもって合格といたします。その後任用候補者名簿に登載し、区立中学校へ公表いたします。学校より任用の申し出があった場合、学校と最終面接を行っていただき、正式に任用を決定いたします。そのため選考の合格をもって任用とするものではございませんので、予めご了承ください。</u></p> <p>※選考に時間を要する場合があります。予めご承知おきください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
<p>申込み・ 問い合わせ先</p>	<p>〒135-0016 江東区東陽二丁目3番6号 教育支援課教育支援係 電話番号 03-3647-9307</p>

※令和8年度の任用は、令和8年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況によっては、任用できない場合もありますので、ご承知おきください。